

1 答 申 第 8 号
令和元年10月17日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武 藤 知 之

答 申 書

令和元年10月2日付け1家第648号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

生活支援第1・2課が生活保護費の算定事務を行うに当たり、家庭子ども相談課が所管する母子父子寡婦福祉資金貸付有事業に関する個人情報を目的外利用することに関し、公益上の必要性の有無（条例第9条第3項）について

【子ども未来部家庭子ども相談課】

2 審議会の意見

生活支援第1・2課が生活保護費の算定事務を行うに当たり、家庭子ども相談課が所管する母子父子寡婦福祉資金貸付有事業に関する個人情報を目的外利用することについては、公益上の必要性がある。